事務事業ID
0698

平成 21 年度　**事務事業マネジメントシート**　平成 21 年 4 月 17 日作成

事務事業名	受益者負担金収納事務			☐ 実施計画登載事業		☐ 合併建設計画登載事業			
政策体系 政策名	02 自然豊かな環境の保全と創造	事業期間		予算科目				
政策体系 施策名	05 環境の保全と共生	☐ 単年度のみ		会計	款	項	目	事業
政策体系 基本事業名	02 港湾・河川環境の保全	☑ 単年度繰返（開始 平成7 年度～）		13	01	01	01	04
根拠法令	下水道法、地方自治法、市条例・規則	☐ 期間限定複数年度【計画期間】 年度 ～ 年度						
所属 部課名	都市整備部　下水道事業所	※全体計画欄の総投入量を記入						
所属 係名	管理係	電話	0192-27-3111					
所属 担当者		内線	201					

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

●Ⅰ①下水道事業受益者負担金等徴収事務。②A電算システムの年度切り替え処理、納付書など発注、B当該年度の受益地の抽出、C申告書作成・送付、D申告書受付（未申告者へ電話掛け、申告受付相談会開催）、E申告書内容入力作業、F申告内容審査、G受益者負担金賦課決定、H納付書、決定通知書送付、I毎日の納付書消し込み作業、J口座振替データ作成、K口座振替データ送達、L口座振替データー読み込み、M口座振替不納通知作成・発送、N督促状作成・発送、財務会計システムの調定・収納額との月単位合わせ、③事業費は1,168千円●Ⅱ①一括納付者報奨金交付事務。②A申告書提出時に一括納付の申出書を提出させる。B第一年度第一期までに全額を納付したかを確認、C口座名義など確認、D会計課へ振り込み依頼。●Ⅲ①受益者負担金減免、徴収猶予対象者管理事務、②A申告時に減免、徴収猶予申出書を提出させる。B申し出内容が適正か審査する。C減免決定通知、または徴収猶予決定通知を作成、D通知を発送、E過年度分の徴収猶予者に徴収猶予確認通知書を作成、F発送、●Ⅳ①滞納徴収事務、②A滞納状況一覧表を電算システムから出力する。B滞納者宅を訪問、C在宅であれば未納があると話し、当日不都合であれば日時を約して退去する。不在であれば差置きを置いてくる。

全体計画（※期間限定複数年度のみ）

総投入量（千円） 事業費 財源内訳	国庫支出金		
	都道府県支出金		
	地方債		
	その他		
	一般財源		
	事業費計 (A)		0
人件費	正規職員従事人数		
	延べ業務時間		
	人件費計 (B)		0
トータルコスト(A)＋(B)			0

1 現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）

前年度実績（前年度に行った主な活動）

●受益者申告書収受、賦課、決定通知書及び納付書の送付、日々の消し込み作業、一括納付の確認、報奨金の交付。減免、猶予。滞納整理。

今年度計画（今年度に計画している主な活動）

前年度と同様

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等

受益者

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）

受益者負担金制度の目的は3つ①巨額の投資をして整備する下水道が利用できる人とできない人の間の負担の公平、②事業費の一部に充てる、③受益者負担金を賦課することによって下水道事業への関心が高まり、接続率の向上を図る。

④ 結果（基本事業の意図：上位の基本事業にどのように貢献するのか）

受益者負担金を賦課徴収することによって下水道事業の推進にも繋がり、①湾内の水質保全、②環境衛生の向上となる。

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）

	名称	単位
ア	受益者	人
イ	収納率	%
ウ		

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）

	名称	単位
カ	受益者	人
キ	調定額	千円
ク	供用開始地区面積	ha

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）

	名称	単位
サ	一括納付金額	千円
シ	一括納付者	人
ス	収納率	%

(2) 総事業費・指標等の推移

			単位 ＼ 年度	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (目標)	22年度 (目標)
投入量 事業費 財源内訳	国庫支出金		千 円						
	都道府県支出金		千 円						
	地方債		千 円						
	その他		千 円	116	1,224				
	一般財源		千 円			3,782	3,782	3,782	3,782
	事業費計 (A)		千 円	116	1,224	3,782	3,782	3,782	3,782
人件費	正規職員従事人数		人	1	1	1	1	1	1
	延べ業務時間		時 間	30	30	443	443	443	443
	人件費計 (B)		千 円	120	120	1,772	1,772	1,772	1,772
トータルコスト(A)＋(B)			千 円	**236**	**1,344**	**5,554**	**5,554**	**5,554**	**5,554**
⑤活動指標		ア	人	463	301	470	962	800	800
		イ	%	87.35	76.87	80.88	95.39	90	90
		ウ							
⑥対象指標		カ	人	463	301	470	962	800	800
		キ	千円	81,202	63,871	85,610	80,569	80,000	80,000
		ク	ha	47.40	18.30	37.70	30	30	30
⑦成果指標		サ	千円	42,432	18,111	43,086	2,524	2,500	2,500
		シ	人	238	155	240	233	240	240
		ス	%	87.35	76.87	80.88	95.39	90	90

事務事業ID	0698	事務事業名	受益者負担金収納事務

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

下水道事業の費用の一部に充てるために条例が制定された。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

土地（または家屋）の所有者に対し賦課されることから、変化はない。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

払いたくない。下水道事業には反対だ。接続しないのに払うようなのか。等

2 評価の部（SEE）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価

① 政策体系との整合性

この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？

☐ 見直し余地がある ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☑ 結びついている ⇒[理由]

①認可区域内における事業の整備は、特定地域の住民を対象とすることから、負担金を徴収することにより下水道と関係ない地域の住民との負担の公平に資する。②また、受益者負担金を賦課徴収することによって住民が下水道事業に関心を持つ可能性が高いため下水道接続につながり接続率向上に寄与する。

② 公共関与の妥当性

なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？

☐ 見直し余地がある ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☑ 妥当である ⇒[理由]

負担金を徴収し、整備事業の費用に充てることは市が行うべきものである。

③ 対象・意図の妥当性

対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？

☐ 見直し余地がある ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☑ 適切である ⇒[理由]

対象者は、供用開始区域内の土地（または家屋）の所有者に限定されるものである。

有効性評価

④ 成果の向上余地

成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？

☑ 向上余地がある ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☐ 向上余地がない ⇒[理由]

整備面積の拡大に伴い負担金の滞納額が増加傾向にある。滞納処分を行って収納率を上げる余地がある。

⑤ 廃止・休止の成果への影響

事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？

☐ 影響無 ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☑ 影響有 ⇒[その内容]

●前述のとおり、三つの理由で受益者負担金制度が存在していることから、廃止はできない。●一括納付の報奨金を廃止した場合は、負担金の初年度の収納額が激減する可能性が高い。

⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性

目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？

☐ 他に手段がある （具体的な手段，事務事業）

☐ 統廃合・連携ができる ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☐ 統廃合・連携ができない ⇒[理由]

漁業集落排水加入負担金制度がほぼ同様の制度であるが、既に下水道事業所の事務所掌となっている。

☑ 他に手段がない ⇒[理由]

効率性評価

⑦ 事業費の削減余地

成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）

☐ 削減余地がある ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☑ 削減余地がない ⇒[理由]

事業費の大部分は一括納付報奨金と電算システムのリース料であり、一括納付報奨金を削減すると収納事務の負担が増える可能性が高い。

⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地

やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）

☑ 削減余地がある ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☐ 削減余地がない ⇒[理由]

滞納者のうち、在宅か不在か不明のところへ何度も何度も足を運ぶ時間が無駄であり、行く度に差置きをおいてくるが全く無視するような悪質な滞納者に対しては、法律で定められた差し押さえを含む滞納処分を行うことにより、不要な事務従事時間が削減される可能性がある。

公平性評価

⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地

事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？

☐ 見直し余地がある ⇒[理由] ⇒ 3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映
☑ 公平・公正である ⇒[理由]

本制度は、受益者に応分の負担を求める公平が目的の一つである。

事務事業ID	0698	事務事業名	受益者負担金収納事務

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 （2枚目と整合を図ること）

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
③ 効率性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括（振り返り、反省点）

滞納額が増加傾向にあり、滞納整理を強化する必要がある。

(3) 次年度の方向性（改革改善案）・・・複数選択可 （ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可）

☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☐ 現状維持

事業のやり方改善 （ ☑ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善 ）

（上記方向性に対する具体的な内容）

法律にのっとって滞納者には、適正手続きのもと、差し押さえを含む滞納処分を行うことを視野に入れる必要がある。

(4) 改革・改善による期待成果

左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。

（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		●	×
低下		×	×

(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

職員の滞納対策強化、法的、手続き的な知識、準備の徹底

（職 名） ※原則として施策の主管課長 （氏 名）

2次評価者	下水道事業所長	

4 事務事業の2次評価結果

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合

①記述水準（1次評価の記述内容を読んだ段階で選択）

☐ 記述不足でわかりにくい
☐ 一部記述不足のところがある
☑ 記述は十分なされている

②評価の客観性水準（2次評価を行った後に総合的に判断して選択）

☐ 客観性を欠いており評価が偏っている（事務事業の問題点、課題が認識されてない）
☐ 一部に客観性を欠いたところがある
☑ 客観的な評価となっている（事務事業の問題点、課題が認識されている）

(2) 2次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☐ 適切	☑ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(3) 評価結果の根拠と理由

徴収・納入指導については、全所体制で電話・臨戸訪問・督促状の送付等の対応に当たっているが、今般の景気状況の悪化等から徴収率が低下状況にある。長期滞納整理を強化することはもちろんであるが、長期滞納者を防止するためには初期段階での徴収強化に努める必要がある。

(4) 次年度の方向性（改革改善案）・・・複数選択可 （ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可）

☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☐ 現状維持

事業のやり方改善 （ ☑ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善 ）

（上記方向性に対する具体的な内容）

負担の公平性を図るためにも、所内で有効的な徴収対策（初期段階での督促強化等）を検討して粘り強く徴収業務にあたる。

(5) 改革・改善による期待成果

左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、１次評価と内容が異なる場合には、１次評価の結果も「○」で記入する。

（廃止・休止の場合は記入不要）

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		●	×
低下		×	×

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項

（大船渡市）